

平成28年度大磯町後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度大磯町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ852,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成28年2月16日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	保険料	451,378
	1 後期高齢者医療保険料	451,378
2	繰入金	394,844
	1 一般会計繰入金	394,844
3	繰越金	1
	1 繰越金	1
4	諸収入	5,777
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 償還金及び還付加算金	1,296
	3 預金利子	1
	4 雑入	4,469
	歳 入 合 計	852,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	13,635
	1 総務管理費	11,441
	2 徴収費	2,194
2	後期高齢者医療広域連合納付金	836,067
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	836,067
3	諸支出金	1,297
	1 償還金及び還付加算金	1,296
	2 繰出金	1
4	公債費	1
	1 公債費	1
5	予備費	1,000
	1 予備費	1,000
	歳 出 合 計	852,000